

令和八年三月

令和八年二月文京区議会定例議会議案(三)

文
京
区

目次

議案第九十七号	文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する 条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第九十八号	文京区介護保険条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第九十九号	文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例	13 頁
議案第 百 号	公園再整備工事（文京区立大塚仲町公園）請負契約	21 頁
議案第百 一号	文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更 について	23 頁

議案第九十七号

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年三月十七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例
文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和四十一年七月文京区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「九千七百元」を「一万円」に改め、同項ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千元」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「百元」を「四百三十三円」に、「第二号に該当する扶養親族については一人につき三百八十三円を、第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第五条第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた文京区災害に伴う応急措

置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第四条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（説 明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部改正に伴い、補償基礎額等を改定するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第九十八号

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年三月十七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

文京区介護保険条例（平成十二年三月文京区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

付則に次の二条を加える。

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第十条 第一号被保険者（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第十条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ、第十八号イ及び第十九号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法

(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によつて計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満である者に限る。)の令和八年度における保険料率の算定についての第十条第一項(第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ、第十八号イ及び第十九号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、

当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に十万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第十条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ、第十八号イ及び第十九号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に六十五万円から令和七年給与

所得控除額（令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

（令和八年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第十一条 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第十条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

一 令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であつて、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

二 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十万千円以上六十五万千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五（以下「別表第五」という。）の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額以下である場合

三 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第十条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(説 明)

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正に伴い、令和八年度の保険料率の算定に係る特例を設けるため、本案を提出いたします。

議案第九十九号

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年三月十七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

文京区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「並びに」を「、世帯主の世帯に属する」に、「の合算額」を「並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額」に改める。

第十四条の三第一号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の下に「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ並びに同条第二号イ及びエ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十五条第一項中「第十五条の四」を「第十五条の四第一号」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の七・七一」を「百分の七・五一」に、「百分の六十一」を「百分の五十八」に改め、同条第二号中「四万七千三百円」を「四万七千六百円」に、「百分の三十九」を「百分の四十二」に改める。

第十五条の八中「六十六万円」を「六十七万円」に改める。

第十五条の十一中「次条」を「次条第一号」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・六九」を「百分の二・八〇」に、「百分の六十一」を「百分の五十八」に改め、同条第二号中「一万六千八百円」を「一万七千六百円」に、「百分の三十九」を「百分の四十二」に改める。

第十六条の三中「次条」を「次条第一号」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・二三」を「百分の二・四三」に、「百分の六十二」を「百分の五十八」に改め、同条第二号中「一万六千六百円」を「一万七千八百円」に、「百分の三十八」を「百分の四十二」に改める。

第十六条の五中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第十六条の六 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第十九条の二及び第十九条の四から第十九条の六までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第十九条の六に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するも

のとした場合に減額することとなる額の総額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第十六条の七 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する十八歳以上被保険者（令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第十六条の八 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第一号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第十六条の九 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の〇・二七（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第十六条の六第一号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て

支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の百分の五十七に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第五項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十の二に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 千八百円(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の四十三に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

三 十八歳以上被保険者均等割 被保険者一人につき 七十三円(第十六条の六第一号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第十六条の十 第十六条の七の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えない。

第十八条の二第一項及び第二項中「及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額」を、「後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「第十四条の四の額、第十五条の十の額、第十六条の二の額又は次条各号に定める額、第十九条の四各号に定める額若しくは第十九条の五第一項各号」を「第十四条の四、第十五条の十、第十六条の二若しくは第十六条の七の額又は次条各号、第十九条の四各号、第十九条の五第一項各号若しくは第十九条の六」に改める。

第十九条の二各号列記以外の部分中「六十六万円」を「六十七万円」に、「及び」及び「並びに」を「、」に改め、「十七万円」の下に「及び第十六条の七の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号の

エ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が三万円を超える場合には、三万円）を加え、同条第一号ア中「三万三千百十円」を「三万三千三百二十円」に改め、同号イ中「一万千七百六十円」を「一万二千三百二十円」に改め、同号ウ中「一万千六百二十円」を「一万二千四百六十円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 千二百六十円
オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る十八歳以上被保険者均等割額 被保険者一人について 五十二円

第十九条の二第二号中「三十万五千円」を「三十一万円」に改め、同号ア中「二万三千六百五十円」を「二万三千八百円」に改め、同号イ中「八千四百円」を「八千八百円」に改め、同号ウ中「八千三百円」を「八千九百円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 九百円
オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る十八歳以上被保険者均等割額 被保険者一人について 三十七円

第十九条の二第三号中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同号ア中「九千四百六十円」を「九千五百二十円」に改め、同号イ中「三千三百六十円」を「三千五百二十円」に改め、同号ウ中「三千三百二十円」を「三千五百六十円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三百六十円
オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る十八歳以上被保険者均等割額 被保険者一人について 十五円
第十九条の三中「及び」を「、第十五条の十一、第十六条の三、第十六条の八及び第十九条の五並びに」に改める。

第十九条の四第一号ア中「七千九百五十円」を「七千四百四十円」に改め、同号イ中「一万八千八百二十五円」を「一万九百円」に改め、同号ウ中「一万八千九百二十円」を「一万九千四百四十円」に改め、同号エ中「二万三千六百五十円」を「二万三千八百円」に改め、同条第二号ア中「二千五百二十円」を「二千六百四十円」に改め、同号イ中「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同号ウ中「六千七百二十円」を「七千四百四十円」に改め、同号エ中「八千四百円」を「八千八百円」に改め、同条に次の一号を加える。

三 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 第十九条の二第一号エに規定する金額を減額した世帯 二百七十円

イ 第十九条の二第二号エに規定する金額を減額した世帯 四百五十円

ウ 第十九条の二第三号エに規定する金額を減額した世帯 七百二十円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 九百円

第十九条の五第一項各号列記以外の部分中「第二十九条の七第五項第八号」を「第二十九条の七第六項第八号」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、「の被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、「及び第十六条の五」を「、第十六条の五及び第十六条の十」に改め、同項第一号中「第三十二条の十の二各号」を「第三十二条の十の三各号」に改め、同項に次の二号を加える。

七 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

八 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額 当該年度分

の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額）の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第十九条の五の次に次の一条を加える。

（十八歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額）

第十九条の六 当該年度において、その世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合における当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第十六条の九の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第十九条の二各号、第十九条の四第三号及び前条第一項第八号に規定する基準に従い当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を減額して得た額とする。

第二十四条の五第二項ただし書中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
（経過措置）

- 2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例第十四条の二、第十四条の三、第十五条の四、第十五条の

八、第十五条の十二、第十六条の四、第十六条の六から第十六条の十まで、第十八条の二及び第十九条から第十九条の六までの規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明)

子ども・子育て支援納付金に係る規定の新設、保険料率の改定等を行うとともに、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定等を行うほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第百号

公園再整備工事（文京区立大塚仲町公園）請負契約

右の議案を提出する。

令和八年三月十七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

公園再整備工事（文京区立大塚仲町公園）請負契約

公園再整備工事（文京区立大塚仲町公園）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 公園再整備工事（文京区立大塚仲町公園）

二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約

三 契約金額 金二億六千九百五十万円

四 契約の相手方 東京都港区元赤坂一丁目五番八号

株式会社かたばみ

代表取締役 高野博信

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

一 工 期
二 支出科目等

契約締結の翌日から令和九年三月三十一日まで
令和七年度 一般会計 土木費 公園緑地費
令和八年度 債務負担行為

議案第一百号

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について
右の議案を提出する。

令和八年三月十七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について
令和二年三月十九日契約第三万三千六百八十七号により締結した文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築
その他工事請負契約の一部を左記のとおり変更する。

記

- 一 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金七十八億千九百四十八万二千円
(変更前の契約金額 金七十六億三千百六十七万九千円)
- 四 契約の相手方 五洋・山口・トリヤマ建設共同企業体

構成員(代表者) 東京都文京区後楽二丁目六番一号

五洋建設株式会社東京土木支店

常務執行役員支店長 近藤敬士

構成員 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号

山口建設株式会社

代表取締役 山口巖
東京都文京区本駒込二丁目十九番三号
構成員
トリヤマ株式会社

代表取締役 鳥山幸得太

(説明)

工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十三年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工 期	令和二年三月二十三日から令和九年十一月四日まで
二 支出科目等	令和元年度 一般会計 教育費 学校教育費 令和二年度 一般会計 教育費 学校教育費 令和三年度 一般会計 教育費 学校教育費 令和四年度 一般会計 教育費 学校教育費 令和五年度 一般会計 教育費 学校教育費 令和六年度 一般会計 教育費 学校教育費

令和七年度 一般会計 教育費 学校教育費

令和八年度 債務負担行為

令和九年度 債務負担行為